

滋賀県多文化共生推進プランの(第3次)改定について

1 趣旨

本プランは、平成18年3月総務省自治行政局国際室通知「地域における多文化共生推進プランについて」に基づき、滋賀県基本構想の理念を踏まえ、本県が取り組むべき多文化共生の社会づくりについて、各主体の取組の方向性を示した指針。

平成22年に初めてプランを策定し、その後平成27年、令和2年と改定を重ね、現行プラン(第2次改定版)が今年度末で取組期間が満了となるため、改定を行う。

2 現行プランの内容

別紙「資料1」のとおり

3 現行プランの取組状況(実績、成果および課題)

別紙「資料2」のとおり

4 プラン改定の主な視点

○コロナ禍で浮き彫りとなった課題への対応

- ・コロナ禍中という非常事態に際し、外国人県民等への情報の伝達や医療、雇用といった様々な分野で課題が浮き彫りとなった。
- ・県民の多文化共生に関する意識はここ数年上昇していないため、取組を継続していくことが必要。
⇒プランの取組は道半ば、社会経済情勢の変化を踏まえた改定を行い、取組を進めていく。

○県内定住を希望する外国人県民への対応

- ・コロナが落ち着き始めた頃から外国人人口は再び増加し、昨年末時点で過去最多となった。
- ・現在来県する外国人の多くは就労目的で、製造業、サービス業、小売業および建設業を中心とする企業の人手不足解消のニーズに沿うもの。
- ・「良い人材には長くいてほしい」という雇用主側の声に応えるため、今年度在留資格が改正(育成就労制度の新設・特定技能制度の拡充)され、事実上期限のない在留や家族帯同への道が広がった。
- ・今後は人口減少社会の中、ともに地域で生きる一員として外国人の存在感が高まっていく。
⇒定住を希望する外国人に選ばれる滋賀を目指す。

5 今後のスケジュール

令和6年	10月	常任委員会報告(素案)
		県首長会議、市町多文化共生ワーキング
		第3回滋賀県多文化共生推進プラン検討懇話会(原案)
12月	常任委員会報告(原案)	
	県民政策コメント実施(~令和7年1月)	
令和7年	2月	第4回滋賀県多文化共生推進プラン検討懇話会(最終案)
	3月	常任委員会報告(最終案)
		多文化共生推進プラン第3次改定版の策定